

川崎市高津区選挙管理委員会告示第23号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における帰国した在外選挙人に係る期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項において読み替えて適用する同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定しました。

令和7年7月18日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大滝 幸三

1 設置場所

川崎市高津区千年1362番地1

川崎市高津区役所橘出張所2階会議室

2 設置期間

令和7年7月17日

3 事務取扱時間

17時07分～19時43分